

# 就学支援金・授業料減免補助・入学金軽減補助制度について

国の就学支援金制度の創設により、高校に在学する生徒の授業料に対して月額9,900円が平成22年度より助成されることになりました。(公立高校生が負担軽減される額と同額)

また、保護者様の所得によってはさらに助成額が加算される場合があります。

この支援金制度に合わせて三重県の授業料減免制度が改定され、保護者様の所得に応じて授業料や入学金が減免・軽減補助の対象となる場合があります。

いずれも所定の申請書や証明書等が必要となりますので、詳しくは本学園会計課へお問合せください。

(暁学園会計課:059-337-2345)

## 就学支援金及び授業料減免補助・入学金軽減補助制度の概略

